

契約結果調書（業務委託契約）

担当部局：淀川区役所 総務課

整理番号	案件名称	契約を締結した日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額	契約の相手方とした理由	事業担当	備考
1	市民協働型自転車利用適正化等業務（十三駅周辺）にかかる支出について	令和8年4月1日	名称：公益社団法人大阪市シルバー人材センター 所在地：大阪市城東区関目 3-1-14	3,934,724円	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者施設関係のうち福祉局長が公表する障がい者施設又はシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体（役務の提供）より見積書を徴した結果、最も低価であったため。	市民協働課 電話：6308-9734	
2	市民協働型自転車利用適正化等業務（三国駅周辺）にかかる支出について	令和8年4月1日	名称：公益社団法人大阪市シルバー人材センター 所在地：大阪市城東区関目 3-1-14	1,009,156円	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者施設関係のうち福祉局長が公表する障がい者施設又はシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体（役務の提供）より見積書を徴した結果、最も低価であったため。	市民協働課 電話：6308-9734	
3	市民協働型自転車利用適正化等業務（新大阪・西中島駅周辺）（その2）の実施について	令和8年4月20日	名称：株式会社ソーシャルプランニング流 所在地：大阪市浪速区幸町2-4-15 マナベハイツ 桜川101	1,907,400円	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者施設関係のうち福祉局長が公表する障がい者施設又はシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体（役務の提供）より見積書を徴した結果、最も低価であったため。	市民協働課 電話：6308-9734	